

中野区教育委員会会議録 平成19年第1回臨時会

○開会日 平成19年2月16日（金）

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前10時01分

○閉 会 午前10時13分

○出席委員（5名）

中野区教育委員会委員長	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員長職務代理者	山 田 正 興
中野区教育委員会委員	大 塚 孝 子
中野区教育委員会委員	高 木 明 郎
中野区教育委員会教育長	菅 野 泰 一

○欠席委員（0名）

○出席した事務局職員（7名）

教育委員会事務局次長	竹 内 沖 司
教育経営担当課長	小谷松 弘 市
教育改革担当課長	相 澤 明 郎
学校教育担当参事	大 沼 弘
指導室長	入 野 貴美子
生涯学習担当参事	村 木 誠
中央図書館長	倉 光 美穂子

○書記

教育経営分野	松 島 和 宏
教育経営分野	吉 田 真 美

○会議録署名委員

委員長	飛鳥馬 健 次
委員	高 木 明 郎

○議事日程

日程第1 第8号議案 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正手続について

日程第2 第9号議案 中野区子ども読書活動推進計画について

午前10時01分開会

飛鳥馬委員長

それでは、おはようございます。ただいまから、教育委員会第1回臨時会を開会いたします。

本日の出席状況は、全員出席でございます。

本日の会議録署名委員は、高木委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元配付の議事日程表のとおりです。

それでは、日程に入ります。

日程第1、第8号議案「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正手続について」上程をいたします。

議案の説明をお願いいたします。

指導室長

それでは、第8号議案の中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正手続について上程いたします。

提案理由でございますが、休暇制度の見直しに伴って規定を整備するものでございまして、今回の改正は、勤務時間内の組合活動について見直しを行い、職員が勤務時間中に組合活動に従事する場合に、無給で認めることができる休暇として組合員休暇を創設するものでございます。勤務時間内の組合活動につきましては、中野区職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例において、適法な交渉として特別に定めたものに限り給与を減額しないで勤務時間中に行うことができる組合活動を例外的に定めていますが、この条例の運用について平成18年の1月、総務省から不適切な運用があるとして運用の適正化を図ることが求められ、今回、この例外的に定めている勤務時間内の組合活動の範囲について見直しを行います。これまで、大会や委員会などについては組合の交渉と密接に関係しているということで適法な交渉と位置づけておりまして、給与を受けながら勤務時間中にできる組合活動としていましたが、今回この取り扱いを廃止しまして、勤務時間中にこのような組合の活動に従事する場合は無給で認める休暇として組合員休暇を導入することとなりました。そこで、組合員休暇を定めるため、中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する必要があるもので、教育委員会に改正の手続を依頼されたものでございます。

裏面をごらんくださいませ。具体的には、条例、上の段に書かれてございますように、第20条を第21条として、第19条を20条として、第18条の次に、次の組合員休暇という部分で1条を加えるというものでございます。

次の新旧対照表をごらんいただければというふうに思います。

新たに入りました組合員休暇ということに関しまして、第19条の1項で組合員休暇を承認するものとして設置をされております。2項以下につきましては、具体的にお話を申し上げますと、さらに裏面を見ていただきますと、現行は団体交渉、大会、委員会等については有給という形をとっておりますが、改正後は団体交渉は有給、それから大会や委員会等の参加につきましては組合員休暇ということで、無給という形になるということで条例文を改正

しているということでございます。

なお、この組合休暇の日数につきましては、年間 30 日を限度としまして、施行日は平成 19 年 6 月 1 日を予定しております。承認の範囲につきましては、別途規則で定めることといたします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

飛鳥馬委員長

それでは、ただいま上程の議案につきまして、質疑がありましたらお願いします。

大塚委員

現状として、どの程度、休暇をとられているものなんでしょうか。

指導室長

申しわけありません。現状、幼稚園の教員に組合員がおりませんので、今、ゼロでございます。

飛鳥馬委員長

ほか、よろしいですか。

どうぞ。

山田委員

この 30 日というのは、何か特別に理由があるのでしょうか。

指導室長

ちょっと、私、すみません、もう一度確かめてみたいと思います。19 年度に関しましては 6 月からなので、18 日というふうに聞いておりますが。

教育長

30 日の経過ですけれども、これについては、これはあくまでも、私どもの教育委員会では幼稚園教諭になりますけれども、実際には特別区の職員全部に適用されまして、いろいろ、組合との交渉の結果、30 日ということに落ち着いたということでございます。

指導室長

申しわけございません。総務省のほうの準則のほうにも 30 日とあるということで、それを受けて中野区としても全庁的に交渉して、そういうことになったようでございます。

飛鳥馬委員長

幼稚園の先生方は組合加入者がいらっしゃらないということですがけれども、改正後の表の丸のついているところ、大会というのは研究大会みたいなのも入っているんでしょうか。

1 年に 1 回ある総会もありますけれども、そのほかに研究というのがありますよね。そういうのはどうなんでしょうかね。その範囲がよくわからないんですけれども。

指導室長

これにつきましては、もともと、いわゆる、ながら規則の関係で起こっていることでございますので、研究大会という部分とは、ちょっと若干違うと思いますが、いずれにしても、今後、細かな部分は規定していくということのようでございます。

飛鳥馬委員長

わかりました。

ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

飛鳥馬委員長

それでは、質疑を終結します。

それでは、採決をとりたいと思います。挙手の方法によって採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第8号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

飛鳥馬委員長

全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。

日程第2、第9号議案「中野区子ども読書活動推進計画について」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。どうぞ、中央図書館長。

中央図書館長

それでは、本日上程させていただきました、中野区子ども読書活動推進計画についてでございます。

この計画案につきましては、先般1月26日の教育委員会協議会におきましてご協議いただいたところかと思えます。また、その後、区議会文教委員会のほうには、2月7日に、この内容についてご報告を申し上げております。その際に、区議会文教委員会のほうで出た主な意見といたしましては、パブリックコメントの結果をどのように受けとめ、どのように反映させたのか、きちんと区民に公表してほしいというご要望と、それから、計画期間が今回5年間でございますけれども、この期間中に見直しなどは現在考えていないのかというようなご質問がございました。これにつきましては、先般、協議会でもご報告させていただきましておおり、パブリックコメントの結果と教育委員会の考え方につきましては、この計画の公表の際にあわせて公表することと準備を整えております。また、計画の見直しにつきましては、まだ策定したばかりでございますので、子どもの読書をめぐる環境に大きな変化というのは当面想定はされないところでございますが、今後、必要が生じた場合には、それも含めて検討するというところでございます。

本日は、この計画案につきまして上程させていただきます。ご審議の上ご決定をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

飛鳥馬委員長

それでは、ただいま上程中の議案の質疑を行いたいと思います。

それでは質疑をお受けします。

高木委員

これは、いわゆる東京都の子ども読書活動推進計画の中野のバージョンということになると思うんですけども、前回も協議をさせていただきましたので、この計画の目標のところですね、これの四つが挙げられていますけれども、それに対してきちんと評価をしていくということが大切だと思っておりますので、その点はしっかりとさせていただきたいというふうをお願いしたいと思います。

飛鳥馬委員長

よろしいですか。

ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

飛鳥馬委員長

ないようですので、質疑を終結します。

それでは挙手の方法によって採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第9号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

飛鳥馬委員長

全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。

以上で、本日の日程を終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第1回臨時会を閉じます。

午前10時13分閉会